

## 太田市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 太田市認知症初期集中支援推進事業実施要綱（平成31年1月1日太田市制定）の規定に基づく認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、太田市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
- (2) 支援チームと関係機関との具体的な連携方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援チームの活動について必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (個人情報保護)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、健康医療部介護サービス課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。